○柏市電子契約実施要領

制定　令和８年１月７日
施行　令和８年１月７日

（趣旨）
第１条　この要領は，柏市財務規則（昭和５９年規則第４号。以下「規則」という。）に基づき柏市（以下「市」という。）が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。
（用語の定義）
第２条　この要領において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
(1) サービス提供事業者　電子契約サービスを提供する事業者をいう。
(2) 電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。
(3) 電子契約サービス　サービス提供事業者が市及び契約の相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。
(4) 電子契約　法令に定める措置を講じた電磁的記録により契約を締結する契約方法をいう。
(5) 電子契約書　電子契約により作成する契約書一式をいう。
(6) アカウント　電子契約サービスに接続するための権利をいう。
(7) パスワード　電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
(8) 受注者　市が契約を行う相手方をいう。
（電子契約の利用範囲）
第３条　電子契約を利用できる契約は，契約課において入札又は随意契約の見積書の徴取を行う次に掲げる契約とする。
(1) 工事又は製造の請負
(2) 財産の買入れ
(3) 物件の借入れ

(4) 財産の売払い
(5) 物件の貸付け
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの
2　前項の規定にかかわらず，次に掲げる契約は電子契約の利用対象外とする。
(1) 規則第１３３条第３項に規定する議決契約における仮契約
(2) 契約締結日から工期が終了する日までの期間が１０年を超える契約
(3) その他法令等により，書面で締結することが定められている契約
（電子契約サービスの利用者）
第４条　電子契約サービスを利用して契約締結事務を行う者（以下「電子契約サービス利用者」という。）は，所属長又は所属長が指定する者をもってこれに充てる。
2　電子契約サービス利用者は，電子契約書が決裁を受けた内容と相違がないことを確認した上で承認しなければならない。
3　電子契約サービス利用者は，電子契約サービスを利用するにあたり，法令等を遵守するものとする。
（電子契約サービス運用管理者）
第５条　電子契約サービスの運用管理のために，電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き，契約課長をもってこれに充てる。
2　運用管理者は，次に掲げる職務を行うものとする。
(1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し，これを管理すること。
(2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し，効率的に運用すること。
(3) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し，適正に管理すること。
(4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項
（アカウントの取扱い）
第６条　アカウントは，運用管理者が設定し，各部署に付与するこ

とができる。
２　アカウントの変更は，運用管理者が行うものとする。
３　パスワードの設定及び変更は，所属長が行うものとする。
４　所属長は，付与されたアカウントの取扱いを適正に行うとともに，パスワードを厳重に管理しなければならない。
（事故報告）
第７条　パスワードの漏えい等の事故があったときは，直ちにその旨を運用管理者に報告しなければならない。
（利用方法）
第８条　電子契約の利用を可能とするときは，受注者に電子契約の利用の希望を確認するものとする。
２　電子契約サービスで設定する送信先の確認は，受注者が提出する電子契約利用申出書（以下「申出書」といい，様式については，別に定める。）で行うものとする。
３　電子契約サービス利用者は，電子契約サービスにおいて，電子契約書を管理するために必要な情報を設定しなければならない。
（電子契約の締結）
第９条　受注者が規則第１３３条の第３項に規定する落札者である場合は，次の場合において，受注者と協議した上で契約日を定め，契約を締結することができるものとする。
(1) システムの障害等により，電子契約サービスを利用できない事態が発生した場合
(2) その他の事情により，同項に規定する期間を超えて契約を締結する必要が生じた場合
（電子契約書の保存）
第１０条　各部署は，電子契約書を適切に保存し，管理しなければならない。
（変更契約）
第１１条　変更契約が生じた場合は，原則として変更契約書について電子契約手続を行うものとする。なお，変更前の電子契約書は，電子契約サービスでの保管を継続する。
２　変更契約書における電子契約手続においては，従前に提出があった当該契約に係る申出書の内容に相違がないことを受注者に確

認することで，当該書面の提出に代えることができるものとする。ただし，申出書の内容に変更があった場合においては，受注者から申出書の提出を受けなければならない。

（契約内容の修正）

第１２条　契約内容の修正（誤字又は語句の修正等）が生じた場合は，修正の内容等を記載した変更契約書について，電子契約手続を行うこととする。なお，修正前の電子契約書は，電子契約サービスでの保管を継続する。

（国の行政機関及び地方公共団体等との電子契約）

第１３条　国及び他の地方公共団体等（以下「国等」という。）と電子契約を締結する場合においては，本要領で定めている契約方法等にかかわらず，国等が定める利用方法等で電子契約を締結することができる。

２　前項の場合において，電子署名を行う者は，電子契約サービス利用者を充てるものとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか，電子契約に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は，令和８年１月７日から施行する。

附則

この要領は，令和８年１１月１１日から施行する。